

届出が必要となる誘導施設

●：誘導施設を設置する場合、届出が必要

○：誘導施設を休止又は廃止する場合、届出が必要

誘導施設	施設詳細	届出の有無			
		都市機能誘導区域内		都市機能誘導区域外	
		市役所・ JR 園部駅周辺	八木支所・ JR 八木駅周辺		
医療施設	病院	診療科目に内科、外科、眼科、産婦人科、小児科のいずれかを含む、医療法第1条の5第1項に定める病院	○	○	●
	診療所	診療科目に内科、外科、眼科、産婦人科、小児科のいずれかを含む、医療法第1条の5第2項に定める診療所	○	○	●
商業施設	食料品・日用品店	住民の日常生活に必要な食料品や日用品を販売する売場面積 500 m ² を超える店舗	○	○	●
子育て支援施設	保育所	児童福祉法第39条第1項に定める保育所	○	○	●
教育施設	幼稚園	学校教育法第1条に定める幼稚園	○	○	●
文化施設	図書館	図書館法第2条第1項に定める図書館	○	○	●
	公民館	社会教育法第20条に定める公民館	○	○	●
	博物館	博物館法第18条に定める博物館	○	●	●